

報道関係者 各位

平成26年 1月30日  
高知労働局労働基準部監督課  
課 長 中井裕司  
監察監督官 矢野 毅  
電 話 088-885-6022

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成24年度)

～ 是正企業数は124企業、対象労働者数は1,475人 ～

高知労働局(局長 櫻井 恵治)では、平成24年4月から平成25年3月まで(平成24年度)の1年間に、賃金不払残業(いわゆるサービス残業)に関する労働基準法違反の是正結果の状況を取りまとめましたので発表します。

### 【賃金不払残業の是正結果(別添「是正支払状況の推移(高知県内)」参照)】

- 是正企業数 124企業  
(平成23年度 136企業)
- 支払われた割増賃金合計額 2,116万円  
(平成23年度 1億717万円)
- 対象労働者数 1,475人  
(平成23年度 1,384人)
- 1企業での最高支払額 158万円、次いで132万円  
(1万円未満切り捨て)

## 1 業種別の状況

企業数では商業、対象労働者数及び是正支払額では、保健衛生業が最も多くなっています。（表：業種別 是正支払状況）

## 2 賃金不払残業の主な原因

### (1) 賃金制度上問題があるもの（39.1%）

- 残業手当の計算が一切なされていないもの。
- 残業代について、固定額で支払っており、実際は固定額を上回る残業があったにもかかわらず、固定額を上回る残業代を支払っていなかったもの。

### (2) 労働時間管理の不備によるもの（28.9%）

- タイムカード等による始業・終業時刻の記録がないもの。
- 残業時間について自己申告制を採用していたが、運用が不適切だったもの。

### (3) 労働基準法の理解不足によるもの（32.0%）

- 残業代の計算時に算入すべき諸手当を算入していなかったもの。
- 計算方法が誤っていたもの。

## 3 高知労働局の取組

定期的に、あるいは、働く方やその家族などからの相談や情報を契機に、各企業を訪問して労務管理の状況等を確認しています。その結果、賃金不払残業等の労働関係法令の違反が認められた場合には、事業主などに対し、是正を指導しています。

今回の結果、残業手当の計算を行っていないなど問題のあるケースが見受けられたことから、自主的な改善を促すための自主点検を実施するとともに、問題を有する業種や事業場に対しては、監督指導を引き続き実施してまいります。

また、中には、労働基準法の理解不足によるものも見受けられたことから、説明会の開催などあらゆる機会をとらえ、労働関係法令の周知啓発を図り、遵法意識の醸成に努めてまいります。

### ■ 労働基準関係情報メール窓口

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

### ■ 相談窓口（高知県下の各労働基準監督署の所在地等）

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田 1 - 3 9 1 階	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7 - 1 1	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3 - 1 2 中村地方合同庁舎 3 階	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2 - 1 - 6 安芸地方合同庁舎 1 階	0887-35-2128

### ※ 相談の受付時間について

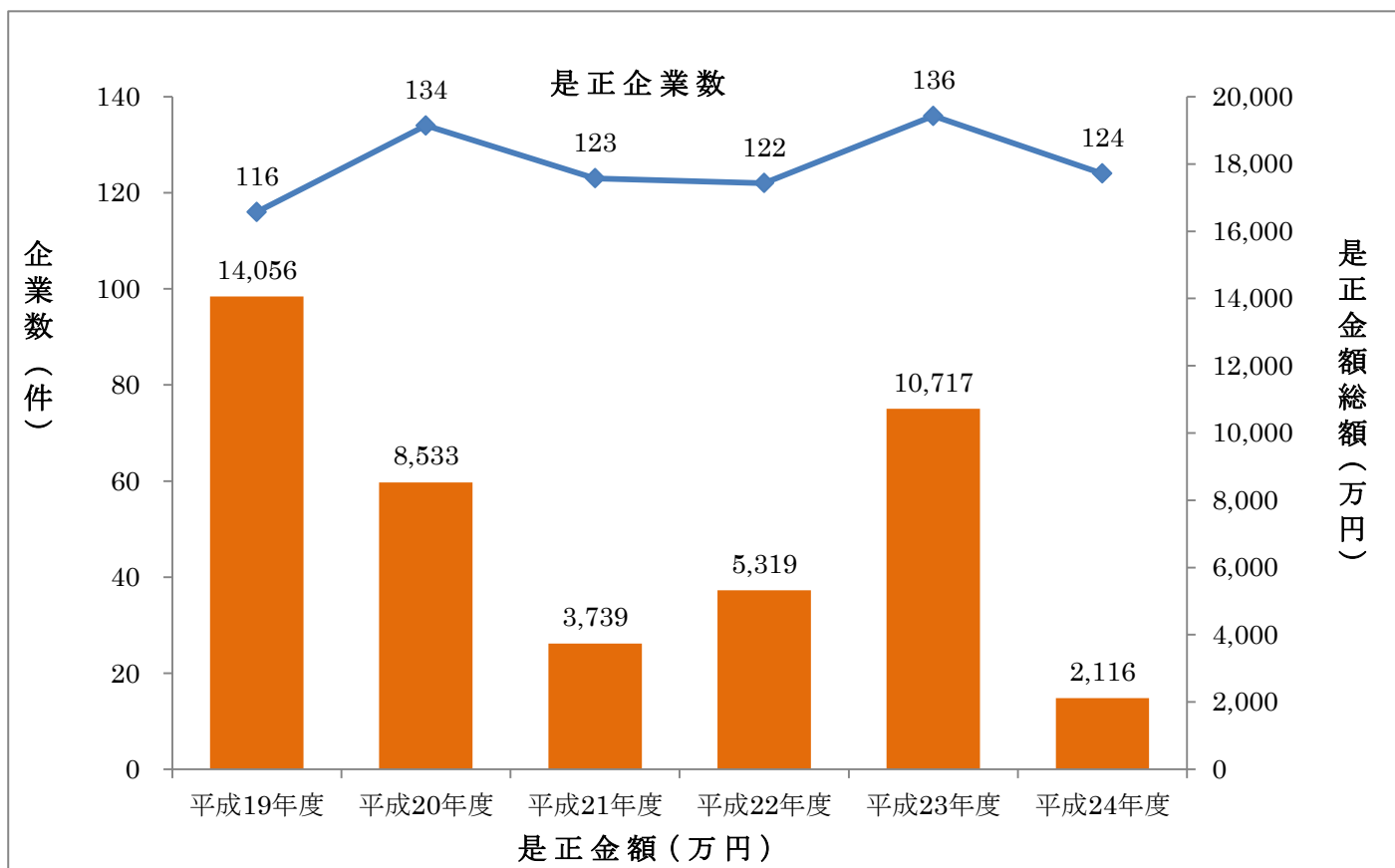
土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 4 その他参考資料

- 労働基準監督署の役割
- 労働基準監督官の仕事
- 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
- 賃金不払残業（サービス残業）の解消のための取組事例集
- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

(表) 業種別 是正支払状況(平成24年度)

是正支払状況の推移(高知県内)



業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	20	89	133
鉱業	0	0	0
建設業	4	39	11
運輸交通業	9	45	177
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	40	228	486
金融・広告業	0	0	0
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	0	0	0
保健衛生業	30	633	720
接客娯楽業	11	38	196
清掃・と畜業	3	18	161
官公署	0	0	0
その他の事業	7	385	230
計	124	1,475	2,116

(注)

- ・対象事業は、割増賃金の支払に係る指導を行った結果、平成24年4月から平成25年3月までの間に、割増賃金の是正支払がなされたものです。
- ・「是正支払額」は、業種ごとに万未満を切り捨てて表記しているため、各業種の額を合計しても「計」と異なる場合があります。
- ・「商業」とは、一般に、卸売業、小売業、理美容業等が該当します。
- ・「保健衛生業」とは、一般に、病院・診療所、社会福祉施設等が該当します。
- ・「その他の事業」とは、上で掲げた事業以外の事業をいいます。一般に、派遣業、警備業、協同組合等が該当します。